

大情審答申第 426 号
平成 28 年 12 月 22 日

大阪市長 吉村 洋文 様

大阪市情報公開審査会
会長 上田 健介

答申書

大阪市情報公開条例の一部を改正する条例（平成28年大阪市条例第14号）による改正前の大阪市情報公開条例第17条に基づき、大阪市長（以下「実施機関」という。）から平成28年2月12日付け大福祉船分第1998号により諮問のありました件について、次のとおり答申いたします。

第1 審査会の結論

実施機関が、平成 28 年 1 月 15 日付け大福祉船分第 1779 号により行った部分公開決定（以下「本件決定」という。）に対する異議申立ては、異議申立てをすることができない事項について申立てがなされていると認められるので、実施機関は却下すべきである。

第2 異議申立てに至る経過

1 公開請求

異議申立人は、平成 27 年 12 月 16 日、大阪市情報公開条例（平成 13 年大阪市条例第 3 号。以下「条例」という。）第 5 条に基づき、実施機関に対し、「大阪市特定施設入所者生活介護等と地域密着型特定施設入居者生活介護の申入書の過去 5 年間の保存期間中の文書、又はその申入書記入の住所氏名と事業所設置予定地の一ラン表。その申入の選定基準文書」を求める公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 本件決定

実施機関は、本件請求に係る公文書を「大阪市特定施設入居者生活介護等の新規募集応募法人一覧（平成 24 年度から平成 27 年度の各年度）」（以下「本件文書 1」という。）、「大阪市特定施設入居者生活介護等事前協議申込書（平成 24 年度 67 件、平成 25 年度 27 件、平成 26 年度 25 件、平成 27 年度 22 件）」（以下「本件文書 2」という。）及び「特定施設入居者生活介護等事業者選定評価項目（平成 26 年度、平成 27 年度）」（以下「本件文書 3」といい、本件文書 1 及び本件文書 2 とあわせて「本件各文書」という。）と特定した上で、ア 申込者の担当者氏名、担当者メールアドレス、電話番号、申込者の従業者の氏名、施設長の情報（氏名・生年月日・年齢・住所・電話番号・

主な職歴等・取得資格・資格取得年月日・顔写真・本籍・最寄駅・趣味・スポーツ・扶養家族人数・配偶者の有無・配偶者の扶養義務の有無・自己PR内容)、物件紹介業者従業員氏名、携帯電話番号、研修講師氏名、施設入所者の情報(氏名・性別・部屋番号・介護度)、イ 法人印影、ウ 法人口座情報(金融機関名・口座番号・口座種別)、法人納税情報(納付すべき税額・納付済額・未納税額・法定納期限等・納期限未到達額・滞納額・確定額・税目・課税額・納税証明の備考欄)、法人確定申告書情報(確定申告にかかる各種申告額・売上額還付を受けようとする金融機関名・口座番号)、定期借地契約にかかる立会人となる事業者名称・住所、法人印影を公開しない理由を次のとおり付して、条例第10条第1項に基づき、本件決定を行った。

記

「条例第7条第1号に該当

(説明)

上記アの情報は、個人に関する情報であって、当該情報そのものにより又は他の情報と照合することにより、特定の個人が識別される情報であると認められ、かつ同号ただし書ア、イ、ウのいずれにも該当しないため。

条例第7条第2号に該当

(説明)

上記イの情報は、団体の事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であって、公にすることにより偽造等のおそれがあり、当該団体の事業運営が損なわれるおそれがあると認められ、かつ同号ただし書にも該当しないため。

上記ウの情報は、団体の事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であって、公にすることにより、当該団体の事業運営が損なわれるおそれがあると認められ、かつ同号ただし書にも該当しないため。」

3 異議申立て

異議申立人は、平成28年2月1日、本件決定を不服として、実施機関に対して、行政不服審査法(平成26年法律第68号)による改正前の行政不服審査法(以下「行服法」という。)第6条第1号に基づき異議申立て(以下「本件異議申立て」という。)を行った。

第3 異議申立人の主張

異議申立人の主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 平成27年12月16日と18日に、担当職員が異議申立人の公開請求書を見て、TELして来て、本件請求の内一部を情報提供すると異議申立人との間で契約が成立し、その後に送られてきた情報提供文書は、「特定施設の申込者の内の当選された者の名前と、その者が特定施設を予定している場所の、24年、25年、26年、27年のリスト」

で、異議申立人と契約した「特定施設の全申込者の名前と、その申込者の住所と、その申込者の特定施設予定地」では無く、契約不履行で有る。その様な大福祉船分第 1779 号部分公開決定書は上記契約に反するので、その点が不服である。

- 2 異議申立人は平成 27 年 12 月 16 日付公開請求で、「大阪市特定施設入居者生活介護等と、地域密着型特定施設入居者生活介護の申入書の過去 5 年間の保存期間中の文書」又は「その申入書記入の住所氏名と事業所設定予定地の一ラン表。」と「その申入の選定基準文書」を求めた。しかし、担当者は異議申立人の請求した「大阪市特定施設入居者生活介護等と、地域密着型特定施設入居者生活介護の申入書の過去 5 年間の保存期間中の文書」又は「その申入書記入の住所氏名と事業所設定予定地の一ラン表」を無視し、異議申立人の求めている「大阪市特定施設入居者生活介護等と、地域密着型特定施設入居者生活介護の申入書の過去 5 年間の保存期間中の文書」と「その申入書記入の住所氏名と事業所設定予定地の一ラン表」の両方を対象にした為で、その為に 2 週間後の決定が、12 月 16 日から 1 月 15 日に長期化した。

第 4 実施機関の主張

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 本件各文書の一部は実施機関のホームページで既に公開されていたことから、その部分については情報提供で対応することで平成 27 年 12 月 18 日に異議申立人の了解を得た。
- 2 その後、公開決定によって対応する部分の公文書が大量となることから、公文書の範囲を絞り込む補正を平成 27 年 12 月 25 日に異議申立人に対して求めた。しかし、異議申立人は、上記 1 と情報提供で対応する範囲が異なっているのではないかと主張し、公開決定により公開する公文書があることについて理解が得られず、請求内容の補正についても応じてもらうことができなかった。

したがって、情報提供で対応可能な部分については情報提供を行いながらも、請求書の補正に応じてもらえなかったために、情報提供で対応した部分も含めて、請求書記載のとおり全ての文書を特定し、本件決定を行ったものである。

第 5 審査会の判断

1 基本的な考え方

条例の基本的な理念は、第 1 条が定めるように、市民の公文書の公開を求める具体的な権利を保障することによって、本市等の説明責務を全うし、もって市民の市政参加を推進し、市政に対する市民の理解と信頼の確保を図ることにある。したがって、条例の解釈及び運用は、第 3 条が明記するように、公文書の公開を請求する市民の権利を十分尊重する見地から行われなければならない。

2 本件異議申立ての適法性について

- (1) もとより、情報公開制度は、前記 1 で述べたように、「公文書の公開を請求する市民の権利」を何人にも保障するための制度であり、当審査会は、条例第 20 条に規定されているように、公文書の公開請求に係る公開決定等に対する不服申立てについて、実施機関が行う諮問に応じ、条例に基づき調査審議することを主たる役割としているところ、本件異議申立てが、行服法の趣旨に照らして適法か否かが問題となる。
- (2) まず、異議申立人は、本件各文書の一部を情報提供するとの契約が実施機関との間で成立したが、その後実施機関から送られてきた情報提供文書は当該契約内容と異なっており、実施機関は契約不履行にあること、また、実施機関が本件決定を行ったことは当該契約に反することを理由に、本件決定を取り消すべきである旨主張しているものと認められる。
- 次に、異議申立人は、本件請求に係る公開請求書の「請求する公文書の件名又は内容」欄に、本件文書 1 又は本件文書 2 のいずれかを求める旨を記載したにもかかわらず、実施機関が、本件文書 1 及び本件文書 2 の両方を特定したことを理由に、本件決定を取り消すべきである旨主張しているものと認められる。
- (3) したがって、本件異議申立ての趣旨を踏まえると、本件異議申立ては、公文書の公開の可否及び本件各文書以外に特定すべき公文書の存否を争うものではなく、異議申立てをすることができない事項について申立てがなされていると言わざるを得ず、不適法となることから、行服法第 47 条第 1 項に基づき却下すべきである。

3 結論

以上により、第 1 記載のとおり、判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

委員 坂本団、委員 玉田裕子、委員 村田尚紀

(参考) 答申に至る経過

平成 27 年度諮問受理第 124 号

年 月 日	経 過
平成 28 年 2 月 12 日	諮問
平成 28 年 3 月 18 日	実施機関から実施機関理由説明書の提出
平成 28 年 7 月 11 日	異議申立人から意見書の提出
平成 28 年 8 月 4 日	審議（論点整理）
平成 28 年 9 月 29 日	審議（論点整理）
平成 28 年 11 月 2 日	審議（答申案）
平成 28 年 11 月 14 日	審議（答申案）
平成 28 年 12 月 22 日	答申